

第2章 計画の基本方針

1. 基本理念

基本理念は、本計画を進めていくうえでの考え方を示すものであり、鳥取市の現状と課題及び市民の意向等を踏まえ、次のように設定します。

【基本理念】

本市は、面積の約80%を山林や農地などの緑が占め、「緑豊かなまち」というイメージがあります。しかし、多くの市民が生活する市街地、特にまちの中心部を見ると、ある程度まとまった緑は袋川緑地や久松公園、駅前のケヤキ広場を除くとほとんど見られず、公園や緑地の不足が課題となっています。また、空き家が駐車場になったり、生垣がブロック塀へ変わったりするなど、緑が徐々に減少している状況にあります。一方、郊外部でも、宅地化の進行により田畑や山林の緑が減少しています。平成19年度に行った市民アンケートにおいても、市域全体としては「緑が豊かである」と感じているものの、公園や公共施設の緑、街路樹などの歩行空間の緑といった「身近な緑が不足している」との意見が多く見られます。

「緑」は、動植物の生息場所となったり、ヒートアイランド現象^{*1}の抑制や二酸化炭素の吸収、私たちに安らぎと潤いを与える空間となる木陰の形成、スポーツ等のレクリエーション空間の創出、里山や水辺などの美しい景観の提供のほか、延焼防止など私たちの生活に関わりの深いきわめて重要なものです。さらには、子どもたちの豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境を形成するなど、多くの役割を担っており、将来に残すべき市民共有の財産です。

本計画は、市民生活の充実を目指して、今ある身近な緑を守り、新たに創出していくための基本的な方針と目標を定めるものです。

そして、目標を達成するためには、行政が積極的に緑地の整備・保全に努めるとともに、市民が主体となって、本市が誇る海岸や河川、山や湖などの自然、ふるさとの木や鎮守の森など地域資源を次代へ継承する財産として「守り」、花や緑による人間の生活に安らぎを与える緑化された空間、さらには動植物の生息空間ともなる緑地を市民の身近な緑の拠点として「創り」、それら緑の拠点をネットワークにより「つなぐ」ことで、市民と行政の協働の緑のまちづくりを「広げる」ことが大切です。

私たちは、「鳥取らしい地域の風土にあった潤いある緑」を未来へ引き継いでいくという基本理念に基づき、本計画のテーマを次のとおり定めます。

【計画のテーマ】

みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑

¹ ヒートアイランド現象：人間活動の集中等により局地的に気温が上昇する現象。

2. 基本方針

基本方針は、基本理念を踏まえて定める基本的な方向性を示すものであり、本計画のテーマ「みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑」を実現するため、次の4つの基本方針を設定します。

①みんなで守る豊かな緑

- 各種法や制度を活用して、里山や市街地周辺の緑を保全します。
- 長い年月をかけて培われてきた鳥取市の美しい原風景や緑の景観を守り、活かします。
- 市民が気軽に自然に親しむことのできる緑の環境整備に努めます。

②みんなで創る緑の拠点

- 人々が楽しみながら交流できる緑の拠点施設の整備・充実に努めます。
- 災害時の拠点となる公園整備や避難経路となる道路の緑化に努めます。
- 誰もが使いやすく、地域の個性を生かした身近な公園の整備に努めます。

③みんなでつなぐ水と緑

- 個々に存在している緑の拠点を、街路樹や堤防林、河川などでつなげ、連続性のある緑を増やしていきます。

④みんなで広げる緑の輪

- 普及、啓発活動を通じて緑の大切さへの認識を深めます。
- 市民、事業者、行政が各々の立場でできる緑の保全、創出に関する活動を行い、市民が主体となって緑化推進の輪を広げていきます。
- 緑の保全、創出のための支援体制や仕組みの充実に努めます。

3. 計画の目標水準

本計画の目標年次は「鳥取市都市計画マスタープラン」と合わせ「平成37年（2025年）」、中間年次として平成30年とし、その時点における目標値を下記のとおり設定します。

なお、目標年次までに、5年後、10年後といった区切りの年には、都市計画基礎調査や社会経済情勢等を踏まえ、達成状況を確認していきます。

(1) みんなで守る緑の目標

本市の市街地における緑は年々少なくなっていることから、都市の緑を守るための目標を次のように設定します。

項目		平成20年度 (現況)	平成30年度 (中間年次)	平成37年度 (目標年次)
市街地における 緑地の確保量	緑地面積	210ha	273ha	315ha
	倍率	1	1.3倍	1.5倍

*市街地における緑地の確保量＝（市街化区域内緑地＋市街地に隣接する緑地）÷（市街化区域面積＋市街地に隣接する緑地）×100

(2) みんなで創る緑の目標

生活にうるおいと安らぎを与える都市公園や多くの人の交流の場となる公共公益施設、民有地などについて、生活環境の向上を図るための目標を次のように設定します。

項目		平成20年度 (現況)	平成30年度 (中間年次)	平成37年度 (目標年次)
都市公園の整備水準		12 m ² /人	16 m ² /人	20 m ² /人
住んでいる地域の公園の満足度(H19アンケートより)		28%	35%	40%(+12%)
公共公益施設の緑化率		14%	17%	20%
鳥取方式による身近な公園の芝生化	箇所	5箇所	43箇所	77箇所
	割合	2%	25%	44%
住宅地		鳥取市景観計画の目標値である基準敷地の緑化率3%以上を目指します。 (基準敷地とは、敷地面積から建築物の面積を除いた部分)		

*都市公園の整備水準＝都市公園供用面積÷都市計画区域人口

*公共公益施設の緑化率＝公共公益施設の緑化面積÷敷地面積×100

*公園の芝生化割合＝芝生化された公園÷公園愛護会管理の公園数173箇所×100

*住宅地の緑化率＝住宅地の緑化面積÷（敷地面積－建築面積）×100

(3) みんなでつなぐ緑の目標

うるおいある空間として緑化を推進するとともに、緑のネットワークを推進するための目標を次のように設定します。

項目	平成 20 年度 (現況)	平成 30 年度 (中間年次)	平成 37 年度 (目標年次)
市街地の 3.5m以上の歩道をもつ 街路の緑化率	73%	90%	100%
河川の緑化	河川改修において、周辺環境にあわせた親水性の高い河川改修を推進します。		

*街路の緑化率＝

全幅員16m以上かつ3.5m以上の歩道のある街路のうち、緑化延長÷整備済み延長×100

(4) みんなで広げる緑の目標

市民と行政の協働による緑化を推進するため、地域ぐるみの緑化目標を次のように設定します。

項目	平成 20 年度 (現況)	平成 30 年度 (中間年次)	平成 37 年度 (目標年次)
地域(ふるさと)の木(花)の 選定と普及・育成の取組み 実施地区の割合	0%	100%	100%

*地区：現在の鳥取市内の地区公民館ごとの地区数（62地区）

緑化率について

本計画における緑化率は、緑化された面積の敷地の面積に占める割合として定義します。ただし、街路樹の場合は、面積ではなく延長による算定を行っています。

緑地（被）率は、一般に、ある地域又は地区における緑地（被）面積の占める割合として用いられています。平面的な緑の量を把握するための指標に用いられ、上空からの投影面積により算出されます。

本計画では混同を避けるため、「緑化率」に統一しています。